

## 64 荒廃農地等利活用促進交付金

【320(231)百万円】

### 対策のポイント

荒廃農地等を引き受けて営農を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等整備を総合的に支援します。

### <背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、食料の安定供給にとって不可欠であり、農業生産の基盤である農地の確保及び有効利用を図っていくことが重要です。
- ・このため、農業者、農業者が組織する団体、参入企業等の担い手や農地中間管理機構等が行う荒廃農地等を再生利用する取組を支援し、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

### 政策目標

平成37年までに農用地区域において、4.5万haの荒廃農地を再生

### <主な内容>

#### 1. 荒廃農地の再生利用及び発生防止活動への支援

- (1) 1号遊休農地(荒廃農地<A分類>)※1の再生作業(雑木の除去等)、土壌改良(肥料の投入等)、営農定着(再生農地への作物の導入等)、経営展開(加工品試作及び試験販売の取組等)を支援します。
- (2) 2号遊休農地※2から1号遊休農地への悪化を防止するために必要な整地等の低コスト整備の取組を支援します。
- (3) 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となっていく場合には、優先枠(チャレンジ支援枠)を設けて支援します。

※1 「1号遊休農地(荒廃農地<A分類>)」とは、農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地(市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地のこと。なお、これとは別に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地<B分類>がある。)

※2 「2号遊休農地」とは、農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

#### 2. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用・発生防止に必要な基盤整備(暗きょ、農道の整備等)や農業用機械・施設(収穫機、ビニールハウス等)、農業体験施設(市民農園等)等の整備を支援します。

#### 3. 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」については、本交付金によって引き続き支援します。

( 補助率：定額(再生作業5万円/10a等)、1/2、55%等 )  
事業実施主体：農業者、農業者が組織する団体、農業法人等

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)]

# 荒廃農地等利活用促進交付金の概要

【平成30年度予算概算要求額：320（231）百万円】

- 農業者、農業者が組織する団体等が、荒廃農地等を引き受けて営農を再開するために行う、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

## 【対象者】

- 「人・農地プラン」の中心経営体等に位置付けられた農業者、農業者等が組織する団体（任意組織、法人組織、参入企業等）のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体。  
※「中心経営体等」には、「今後、地域の中心経営体となることが見込まれる」と市町村が認めた者を含む。また、東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

## 【対象農地】

- 農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

### 1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）

- ・ 農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。

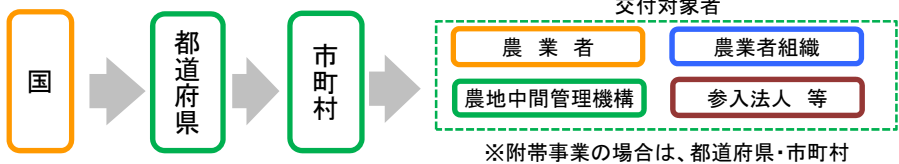


### 2号遊休農地

- ・ 農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。



## 【交付金の流れ】



## 【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 再生された農地において5年間以上耕作されること。
- 補助率：定額（1/2相当（再生利用活動5万円/10a、発生防止活動2万円/10a等）1/2、55%等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）
- 事業実施期間：3年間を上限（チャレンジ支援枠の場合4年間を上限〔拡充〕）

## 【主な支援内容】

### 発生防止・再生利用等への支援

#### 1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）への支援

##### 再生利用活動

- ・ 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。



##### 施設等の整備

- ・ 再生農地の暗きょ・農道等の基盤整備、生産再開に必要な収穫機やハウスの農業用機械・施設、農業体験施設の整備。



#### 2号遊休農地への支援

##### 発生防止活動

- ・ 整地等の低コスト整備。

##### 施設等の整備

- ・ 1号遊休農地の支援と同じ。



※ 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となって行う場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて、これらが行う再生利用活動等を総合的に支援。〔拡充〕

- ・ 附帯事業への支援 都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

### 連携事業

- ・ 荒廃農地等を活用して放牧事業（※1）に取り組む際に牧柵等を整備。
- ・ 2号遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業（※2）を行う際に果樹棚等を整備。



※1 「肉用牛・酪農基盤強化対策事業（放牧活用型）」（生産局所管）  
 ※2 「果樹農業好循環形成総合対策事業」（同上）